

教 育 委 員 会 会 議 提 出 案

第 31 号

社会教育主事資格認定規則の一部を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和元年6月6日
長
教
育

(理由)

- 1 工業標準化法の一部改正（平成30年法律第33号）に伴い、所要の規定の改正を行うもの。
- 2 社会教育主事資格の認定申請手続きに必要となる書類及び認定基準の見直し、その他規定の整備を図るもの。

社会教育主事資格認定規則の一部を改正する規則（案）

1 概要

- (1) 工業標準化法の一部改正（平成30年法律第33号）に伴い、所要の規定の改正を行う。
- (2) 社会教育主事資格の認定申請手続きに必要となる書類及び認定基準の見直し、その他規定の整備を図るため、現行の規則を整備する。

2 改正規則名

社会教育主事資格認定規則（昭和35年福岡県教育委員会規則第5号）

3 施行年月日

令和元年7月1日

※ただし、経過措置として旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができます。

今井。

田中 田

中 漢字の歌詞

歌詞の漢字の歌詞

歌詞の漢字の歌詞 (歌詞) は十日月の歌詞

歌詞の漢字の歌詞

歌詞の漢字の歌詞 (歌詞) は十日月の歌詞

歌詞の漢字の歌詞

歌詞の漢字の歌詞

歌詞の漢字の歌詞 (歌詞) は十日月の歌詞

歌詞の漢字の歌詞

歌詞の漢字の歌詞 (歌詞) は十日月の歌詞

歌詞の漢字の歌詞

歌詞の漢字の歌詞 (歌詞) は十日月の歌詞

1 出立(ナリ) 漢鑑(カムイノシ)

據目^{スル}母「ヒツヒ」^{スル}「ヒツヒ」^{スル}。
鑑^{スル}母「本籍地」^{スル}「用紙日本標準規格」^{スル}「日本
產業規格」^{スル}。

鑑^{スル}母「職氏名」^{スル}「用紙日本標準規格」^{スル}「日本產
業規格」^{スル}。

鑑^{スル}母「本籍」^{スル}「用紙日本標準規格」^{スル}「日本產
業規格」^{スル}。

書 画

(署^{スル}画^{スル})

一 人^{スル}聚^{スル}画^{スル}「印鑑识别印」^{スル}鑑定^{スル}。

(鑑^{スル}書^{スル})

二 人^{スル}聚^{スル}書^{スル}「鑑定書」^{スル}鑑定^{スル}印鑑^{スル}、印鑑^{スル}、
鑑定^{スル}。

社会教育主事資格認定規則（昭和二十五年教育委員会規則第五号）の一部を改正する規則

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| (目的) | (目的) |
| 第一条 (略) (認定申請手続) | 第一条 (略) (認定申請手続) |
| 第二条 (略) 一 (略) | 二 履歴書 三 社会教育主事講習修了証書の写 四 職歴証明書（様式第二号） 五 その他福岡県教育委員会が必要と認める書類 |
| (認定の基準) | (認定の基準) |
| 第三条 (略) 一 法第九条の四第一号に規定する社会教育主事補の職並びに社会教育に関する職及び業務を四年以上経験している者 二 法第九条の四第一号に規定する教育に関する職を四年以上経験している者 三 法第九条の四第一号に規定する社会教育に関する職に相当する職及び社会教育に関するある業務に相当する業務を四年以上（大学に一年以上在学して六十二単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者については三年以上、大学に一年以上在学して六十一単位以上を修得した者についても、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目的単位を修得した者については一年以上）経験している者 | 第三条 (略) 一 法第九条の四第一号又は第二号に規定する職に四年以上あつた者 二 前号に相当する者として文部科学大臣の認めるもの |
| (認定証書の交付) | (認定証書の交付) |
| 第四条 社会教育主事の資格認定を行つたときは、社会教育主事資格認定証書（様式第二号）を交付する。 | 第四条 社会教育主事の資格認定を行つたときは、社会教育主事資格認定証書（様式第二号）を交付する。 |

(様式第1号)

社会教育主事資格認定願

福岡県教育委員会殿

年 月 日

改正案

印

ふりがな
氏名

年 月 日

現住所

社会教育主事となる資格があることを認定してくださるよう、別紙關係書類を添えてお
願いします。

(日本産業規格 A4)

(様式第1号)

社会教育主事資格認定願

福岡県教育委員会殿

年 月 日

現行

印

ふりがな
氏名

年 月 日

本籍地

社会教育主事となる資格があることを認定してくださるよう、別紙關係書類を添えてお
願いします。

(用紙日本標準規格 A4)

(様式第2号)

| 氏名 生年月日 | 職歴証明書 | | |
|----------------------------------|-------|------|--|
| 上記の者は本 人に下記のとおり勤務していたことを証明する。 | | | |
| 記 | | | |
| 期 間 | 職 名 | 勤務内容 | |
| 自 年 月 年 月 至 年 月 年 月 | | | |
| 自 年 月 年 月 至 年 月 年 月 | | | |
| 自 年 月 年 月 至 年 月 年 月 | | | |
| 年 月 日 所属長 印 | | | |

注意

- 1 勤務内容の欄には従事した職務の内容を具体的に記入すること。
- 2 所属が異なる場合には、所属毎に作成すること。

(日本産業規格 A4)

(様式第2号)

| 氏名 生年月日 | 職歴証明書 | | |
|----------------------------------|-------|------|--|
| 上記の者は本 人に下記のとおり勤務していたことを証明する。 | | | |
| 記 | | | |
| 期 間 | 職 名 | 勤務内容 | |
| 自 年 月 年 月 至 年 月 年 月 | | | |
| 自 年 月 年 月 至 年 月 年 月 | | | |
| 自 年 月 年 月 至 年 月 年 月 | | | |
| 年 月 日 所属長職名 印 | | | |

注意

- 1 勤務内容の欄には従事した職務の内容を具体的に記入すること。
- 2 所属が異なる場合には、所属毎に作成すること。

(用紙日本標準規格 A4)

(様式第3号)

社会教育主事資格認定証書

現住所
氏名
生年月日

写真添付

上記の者は、社会教育法第8条の4第4号に規定する教養と経験を有し、社会教育主事となる資格があることを認定する。

改正案

年月日

福岡県教育委員会 印

(日本産業規格 A4)

(様式第3号)

社会教育主事資格認定証書

本
籍
現住所
氏名
生年月日

写真添付

上記の者は、社会教育法第8条の4第4号に規定する教養と経験を有し、社会教育主事となる資格があることを認定する。

現行

年月日

福岡県教育委員会 印

(用紙日本標準規格 A4)

社会教育法（抜粋）

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関する事務における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

- 三 大学に二年以上在学して、六十二単位を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目的単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

- 四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

社会教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格等の取扱いについて（文部科学省通知 抜粋）※社会教育主事講習対象

- （1）都道府県教育委員会が行う社会教育主事の資格の認定は、おおむね次の基準によるものとすること。なお、認定に当たっては、別記様式による認定証書を交付すること。

- ① 法第9条の4第1号に規定する社会教育主事補の職並びに社会教育に関する職及び業務を4年以上経験している者
 ② 法第9条の4第2号に規定する教育に関する職を4年以上経験している者
 ③ 法第9条の4第1号に規定する社会教育に関する職及び社会教育に関する業務を4年以上（大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者については3年以上、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目的単位を修得した者については1年以上）経験している者

社会教育主事資格認定規則 第3条（認定の基準）改正